

伝統薬の郵便等販売に関する意見書

熊本県における伝統薬の歴史は古く、江戸時代に創業された薬屋や、肥後藩主が開設した御薬園を由来とした薬が、明治、大正、昭和を経て平成の今日に至り、熊本の伝統薬として、県民をはじめ全国各地の皆さんに愛用されている。

現在、県内には、伝統薬を製造・販売する業者が8社存在し、全国の約5万6,000人の皆さんに伝統薬として供給され、病気の治療や健康回復に多大な貢献をしている。

また、この伝統薬業者は、自社製品を知り尽くした薬剤師が、服薬の方法、効能効果、副作用等を詳細に説明するなど情報を十分に提供しながら、病気の治療などで伝統薬を求めている皆さんに、郵便等による方法により販売している。しかも、これまで利用者からの健康被害等は報告されていないことから、通常の店舗で行う対面販売と比較しても、遜色のない販売形態であると考えている。

しかし、平成18年の薬事法の改正に伴って、平成21年2月6日に公布された薬事法施行規則の一部を改正する省令では、医薬品の郵便等販売は、整腸薬等の第三類医薬品に限定され、第二類医薬品である漢方製剤等の伝統薬は認められていない。

これまでの長い歴史の中で、全国の皆さんの治療や健康を支えてきた伝統薬の郵便等販売が認められないということは、販売の多くをこの方法に頼っている県内の伝統薬業者にとっては、倒産の危機に直面することになるとともに、伝統薬を必要とする皆さんにとっては、その薬を購入することが困難となり、治療や健康回復の機会が奪われることになる。

よって、国におかれては、このような状況を御理解いただき、下記の事項について、特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

郵便等による販売ができる医薬品を第三類医薬品に限定せず、第二類医薬品である漢方製剤等の伝統薬についても認めるよう措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月23日

熊本県議会議長 村上寅美

衆議院議長	河野洋平様
参議院議長	江田五月様
内閣総理大臣	麻生太郎様
厚生労働大臣	舛添要一様